

(2) センターにおける収容頭数及び措置状況

①収容状況

単位：頭・匹

		抑留	引取		負傷 収容	保健所からの搬入		計	前年度から の継続飼養
			所有者	拾得者		紀北4保健所	紀南4保健所		
犬	成	0	0	1	0	37	67	105	26
	幼		0	0	0	10	17	27	2
	計	0	0	1	0	47	84	132	28
猫	成		0	1	0	31	80	112	4
	幼		0	19	4	208	165	396	10
	計		0	20	4	239	245	508	14
そ の 他	成		0	0	0	0	0	0	0
	幼		0	0	0	1	0	1	0
	計		0	0	0	1	0	1	0

\*引取：動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の収容（所有者からの引取、拾得者からの引取）

\*「幼」：収容時に生後90日齢以下のもの（推定含む。以下同じ）

\*保健所からの搬入：保健所に収容された犬猫のうち、返還されなかった犬猫をセンターへ搬入する。

\*紀北4保健所（橋本、岩出、海南、湯浅）

\*紀南4保健所（御坊、田辺、新宮、串本）

②措置状況

単位：頭・匹

		返還		引取取り 下げ	譲渡	自然死	殺処分	計	次年度へ 継続飼育
		狂犬病	動愛法						
犬	成	10	3	0	59	2	40	114	17
	幼		0	0	16	2	3	21	8
	計	10	3	0	75	4	43	135	25
猫	成		0	0	13	15	84	112	4
	幼		0	0	213	21	162	396	10
	計		0	0	226	36	246	508	14
そ の 他	成		0	0	0	0	0	0	0
	幼		0	0	0	0	0	0	1
	計		0	0	0	0	0	0	1

\*返還：「狂犬病予防法」に基づき保護した犬を飼い主に返還するもの、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき収容した犬ねこを飼い主に返還するもの